

## 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美咲会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等報酬及び費用弁償は、法人と委任関係にある役員（及び評議員等）の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席費用弁償等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の費用弁償)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の費用弁償)

第5条 監事が理事会（及び評議員会）に出席したときは、表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。（なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償費を支払わないものとする。）また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、表1により費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の費用弁償)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会（及び評議員会）に出席したときは、表1により1日分の費用弁償を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の費用弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、表2により費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員(及び評議員)が、法人業務のため出張する場合は、表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

平成28年3月28日 改訂 (平成29年6月21日 評議員会承認)

表1 (日額)

費用弁償費	7,000円
-------	--------

表2 (日額)

理事長業務報酬等	10,000円
理事 業務報酬等	7,000円
費用弁償費(一律)	2,000円

表3 (日額)

旅費	宿泊費(1泊)
実費	9,000円